

新規「[平日限定] アドニスクラブメイト年次会員」申込書

※黒太枠内をご記入ください。

私は、アドニスクラブメイト年次会員の入会にあたり、入会の内容に対し、同意・表明したうえでアドニスクラブメイト年次会員に入会いたします。 下記の□へチェックマークをご署名をお願いいたします。	
表 明	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団・暴力団員・暴力関係団体またはそれらの関係者・その他反社会勢力に属したり、これらの者を伴いません。 表明者 ご氏名

ご氏名	フリガナ	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)	
ご自宅	〒 -	
	TEL () -	
	携帯 () -	
	メール アドレス @	
勤務先	勤務先名 〒 -	
	TEL () -	
郵便物の 送り先	<input type="checkbox"/> ご自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他(以下に送り先をご記入ください)	
郵便物の 送り先 (その他)	〒 -	

以下の項目は自筆にて□へチェック及びご署名をお願いいたします。

- 私はアドニスゴルフクラブが定める下記の「個人情報の取り扱い」の内容を確認し、これに同意します。
 私はアドニスゴルフクラブが配信するDM・メール配信の受信を許可することに同意します。

申し込み日: 西暦 年 月 日

ご署名:

個人情報の取り扱いについて

頂いた個人情報は、厳重に管理し、入会の各種手続き、会員様への情報提供に使用します。本人の許可なく第三者への提供・提示などは一切いたしません。

[平日限定] アドニスクラブメイト年次会員募集

募集要項

会員資格
有効期限

2020年3月1日(日)～
入会より1年間(平日限定)

年会費
(入金無料)

新規入会(男性) **6,000円**(税込)
新規入会(女性) **4,000円**(税込)

特典のショップ券6,000円分(女性は4,000円分)を進呈(先着200名様)いたします。ショップ券は、ご入会後最初の来場日にフロントにてお渡しいたします。

申込方法

アドニスクラブメイト年次会員申込書に必要事項をご記入の上、年会費を添えて当ゴルフ場フロントへお持ちください。郵送でも受付いたしますが、年会費は指定口座へのお振込みとなります。お申込みの際は、募集要項・会員規約をお読みください。

プレー料金

アドニスクラブメイト年次会員様限定のお得料金で
平日プレーをお楽しみいただけます。

アドニスクラブメイト年次会員限定 平日プレー料金(税込)

4月～11月	1ラウンド・セルフ 5,000円 昼食付
3月・12月	1ラウンド・セルフ 4,500円 昼食付
1月・2月	1ラウンド・セルフ 3,500円 限定昼食付

※表示料金は、1ラウンドセルフプレー料金です。(ゴルフ場利用税・消費税含む)

会員規約

第1条【名称】

本クラブは、アドニスゴルフクラブ「アドニスクラブ」(以下「当クラブ」)と称し、本部をアドニスゴルフクラブ(以下「アドニスGC」という)に置く。

第2条【構成および目的】

当クラブは、アドニスGCの施設利用を通じて健全なゴルフの普及と向上に努めると共に、当クラブの会員(以下「入会者」)相互の親睦と交流の促進を図り、豊かな地域社会の実現に貢献していくことを目的とする。

第3条【規約・および改訂】

当クラブへの入会および運営に関する規約(以下「本規約」という)は、アドニスGCで定めるものとし、本規約の改訂についても同様とする。また、本規約が改訂された場合は、アドニスGCクラブハウス内に掲示或いはホームページ上に掲載する方法にて告知するものとする。

第4条【権利】

入会者は、入会特典以外の特別な権利を有しないことを確認する。尚、入会特典は、随時変更することができるものとする。

第5条【運営】

当クラブの運営は、アドニスGCにて行う。

第6条【解散】

当クラブは、アドニスGCの決定により解散することができる。この場合、入会者は、解散に際して一切の異議を申し立てることはできない。

第7条【会員】

会員は、個人平日会員とし、当クラブへの入会希望者は、所定の申込手続きを行い、アドニスGCの承認を経て、年会費(入金無料)の払い込みの完了を以て会員となる。

第8条【入金金・年会費】

年会費は、アドニスGCが定める金額とする。なお年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。期間途中退会の場合も返還しないものとする。

第9条【入会資格①】

有効期限は入会月から1年間とする。(翌年の入会同月末日)
初年度は翌々年2月末まで。

第10条【入会資格②】

ゴルフを愛好する健全な男女。18歳未満の者は、親権者の同意を必要とする。但し、反社会勢力および暴力的行為の恐れがある者、又はそれらの者と交流のある者、或いは施設を利用することが好ましくないとアドニスGCが判断した者は、当クラブへ入会することができない。

第11条【会員資格の停止・取消】

入会承認後に、前条に該当する等公序良俗に反する行為が見受けられる又は、その恐れのある等会員としてふさわしくないとアドニスGCが判断した場合は、その者の入会資格を停止又は取消することができる。

第12条【その他】

本規約に定めのない事項については、必要に応じてアドニスGCがこれを定めるものとする。

以上